

特集 1	おおたの子どもたちが健やかに成長できる 環境の整備・充実を図ります
-------------	--------------------------------------

現状と課題①

◆深刻化する児童虐待問題

区の平成 27 年度における児童虐待相談件数は過去最多の 578 件となっており、早急な対策の強化が求められています。区はこれまで、深刻化する児童虐待問題に対し、主体的な取り組みの強化を図るため、児童相談所の区への移管に向けた検討を進めてきました。

こうした中、平成 28 年 5 月に改正児童福祉法が成立し、児童の福祉を保障する理念や国、都道府県、市区町村それぞれの責務・役割が明確化されました。また、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える（ア）

家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行う必要があります。児童相談所の設置にあたっては、一時保護所を含めた施設整備や、児童福祉司等の専門的人材の確保・育成など、様々な課題を解決し、十分に対応できる体制を整備することが急務となっています。



児童虐待防止運動のシンボル
オレンジリボンマーク

子どもの権利を守る支援体制・拠点機能の整備

今後の施策展開①

児童相談所の早期設置により子どもと家庭の支援体制の強化をめざします

- 改正児童福祉法の施行後 5 年を目指し、区が運営・管理する児童相談所の整備をめざします。
- 施設（一時保護所を含む）の設置場所を早急に決定するとともに、施設のあり方についての検討を行います。また、必要な人材の確保及び育成を推進し、ハード・ソフトの両面において万全の体制を整えます。
- 今後国から示される支援メニューを十分に検討し、必要に応じて最大限活用することで、より効率的な取り組みを推進します。

詳しくは施策 1-1-4 「児童相談所の設置」（P.44）を参照



児童虐待防止の啓発（オレンジリボンたすきリレー）

現状と課題②

◆おおたの地域力を活かし全ての子どもを応援

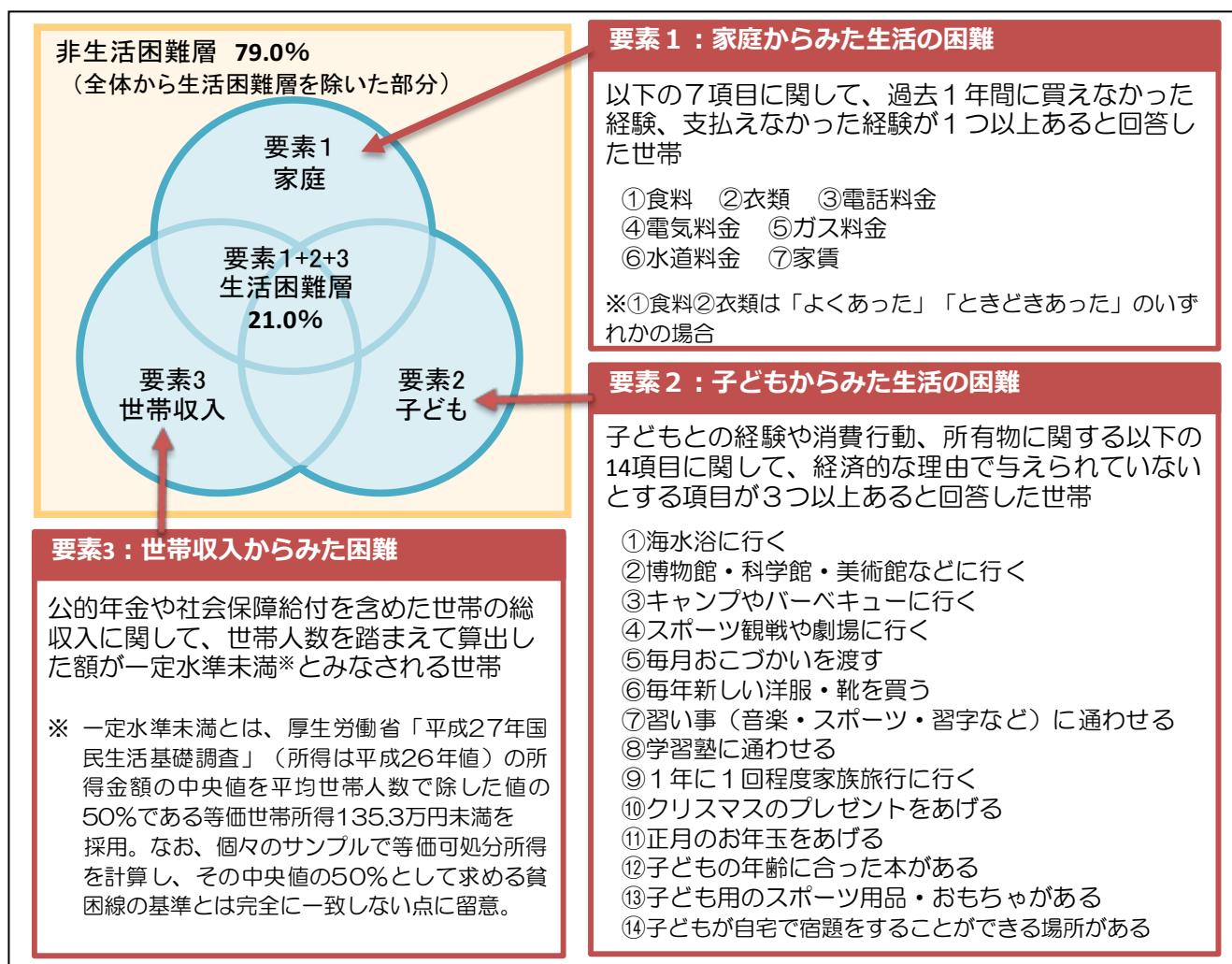
区が平成28年度に実施した小学5年生を対象とした生活実態調査※において、21.0%の世帯が区の定義する「生活困難層」に該当することが明らかになりました。調査の結果からは、保護者が日常生活で抱える課題が、子どもにも影響を及ぼしていることがうかがえました。

こうした課題の中には、家庭や本人の努力のみで解決することが困難なものもあり、地域共通の課題として捉える必要があります。（ア）

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、自らの可能性を信じて未来を切り拓くためには、区をはじめとする多様な主体が連携し、地域全体で子どもとその家庭を包み込むような支援が求められています。

※区立小学校全ての小学5年生とその保護者を対象にアンケート調査を実施。生活困難層の定義については保護者アンケートの結果から分類。

＜区の生活困難層定義イメージ図＞



ほうせつ
全ての子どもたちが包摂される地域社会の実現

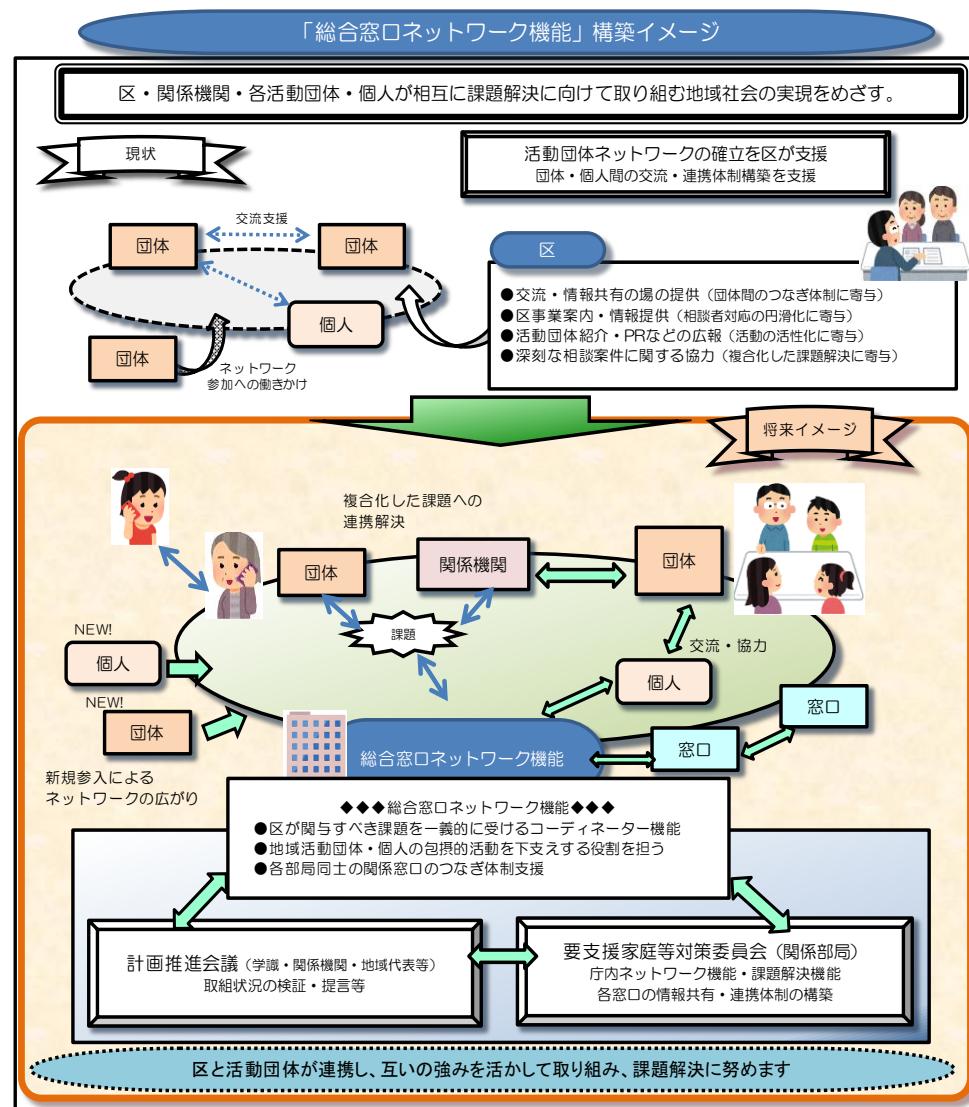
今後の施策展開②

「おおた 子どもの生活応援プラン」を力強く推進し、社会的包摶を実践します

- 子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざし、「おおた 子どもの生活応援プラン」を策定しました。
- 地域の代表や有識者を含めた多様な関係者で構成する推進会議を設置し、プランに掲げた施策について、その効果や進捗状況を常に検証・評価することで、子どもたちを取り巻く環境の変化を捉えながら、適切な見直しを行っていきます。

■プランの最も重要な考え方である「社会的包摶」に関する理解を深め、地域における支援の広がりと全庁をあげた取り組みを推進するため、さらなる意識啓発を実施します。

■区・関係機関・各活動団体・個人が、それぞれの長所を活かし合い、一丸となって取り組む地域社会の実現に向け、「総合窓口ネットワーク機能」の構築をめざします。



特集 2

公共施設

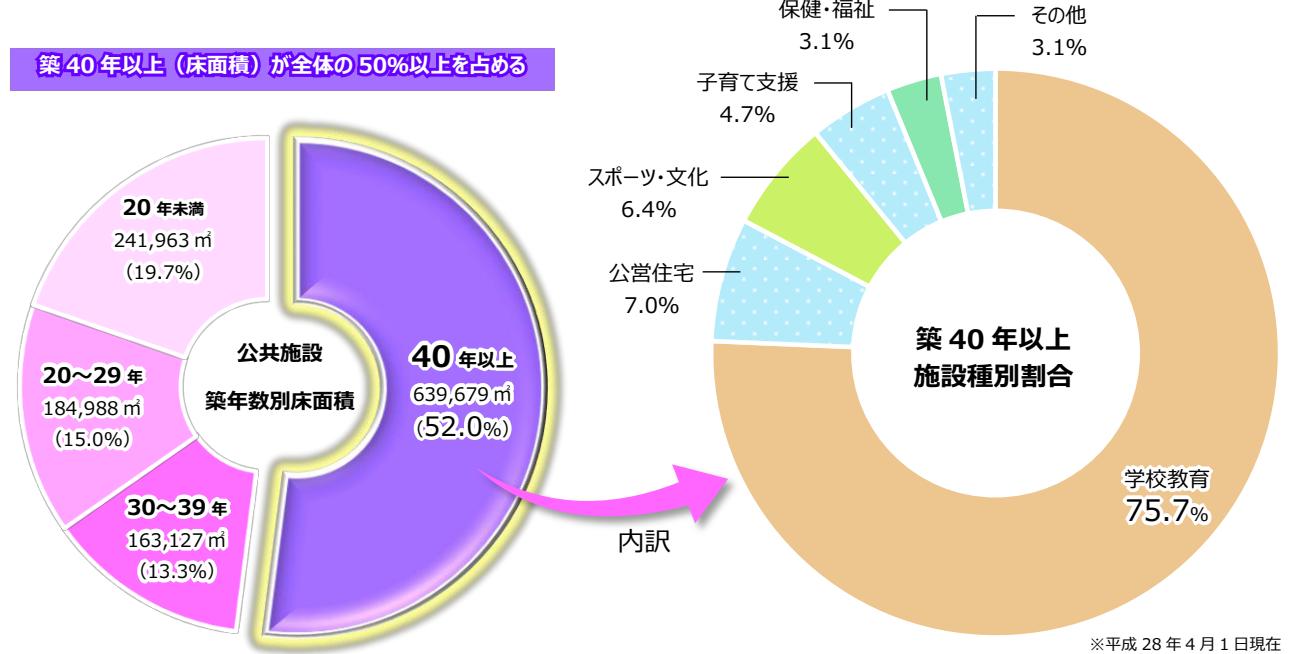
公共施設の適正なマネジメントにより、
区民サービスの向上をめざします

現状と課題

◆施設の老朽化、社会情勢の変化

区が保有する公共施設（道路、公園等のインフラ施設を除く。以下同じ。）のうち、約 65%が築 30 年以上経過し、今後 20 年で多くの施設が更新時期を迎えます。また、少子高齢化の進行など社会情勢の変化に伴い、区民ニーズが多様化・高度化する中で、区は、これまでの改築を主体とした手法に加え、長寿命化改修の実施、既存施設の利活用、複合化・多機能化の推進、公民連携手法の活用など、効果的・効率的な施設マネジメントを推進していく必要があります。

こうしたマネジメントの推進にあたっては、地域特性を的確に捉えることも重要です。区民サービスをさらに向上するため、インフラ施設を含めた全ての公共施設マネジメントの推進が求められています。



【参考：公共施設に関する国の動き】

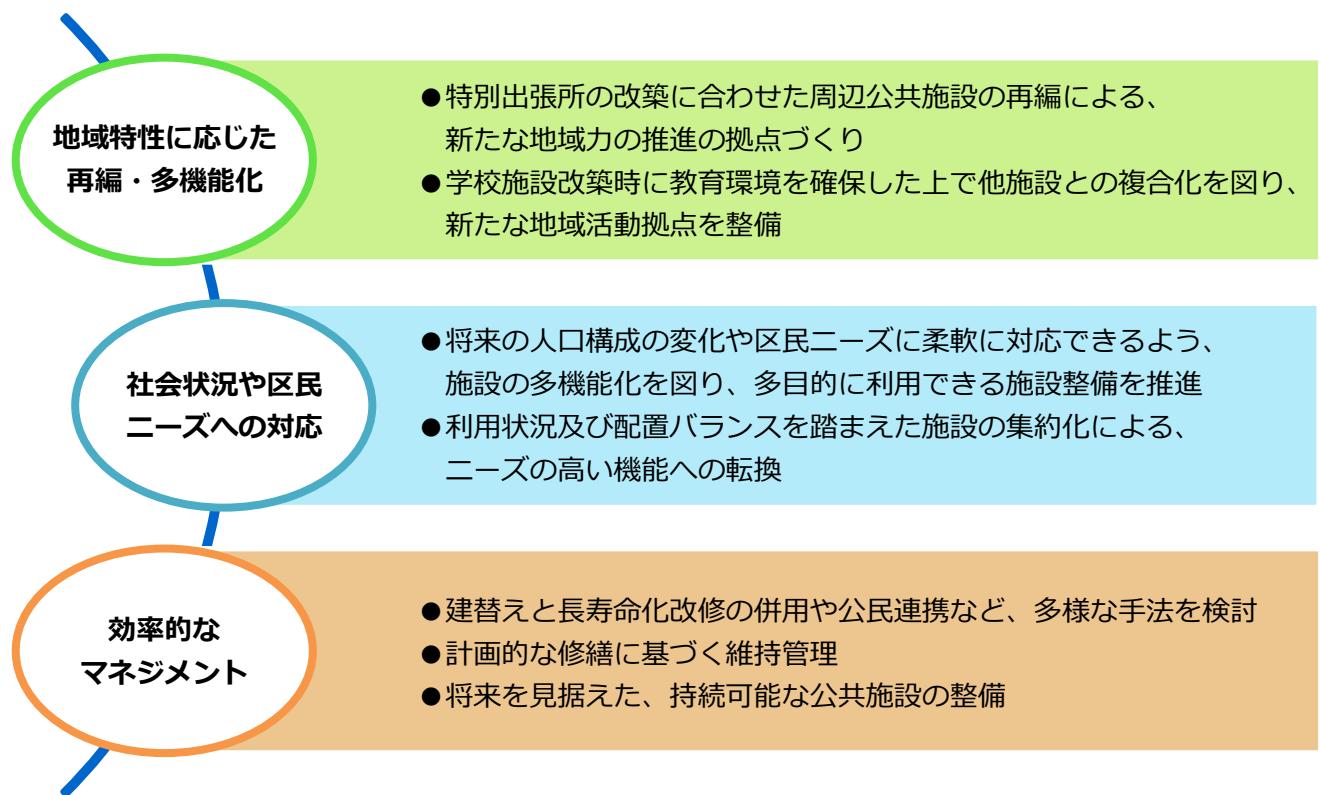
平成 25 年 11 月…インフラ長寿命化基本計画を策定

平成 26 年 4 月…公共施設等総合管理計画の策定要請（総務省）

インフラ施設を含む公共施設マネジメントの推進

今後の施策展開

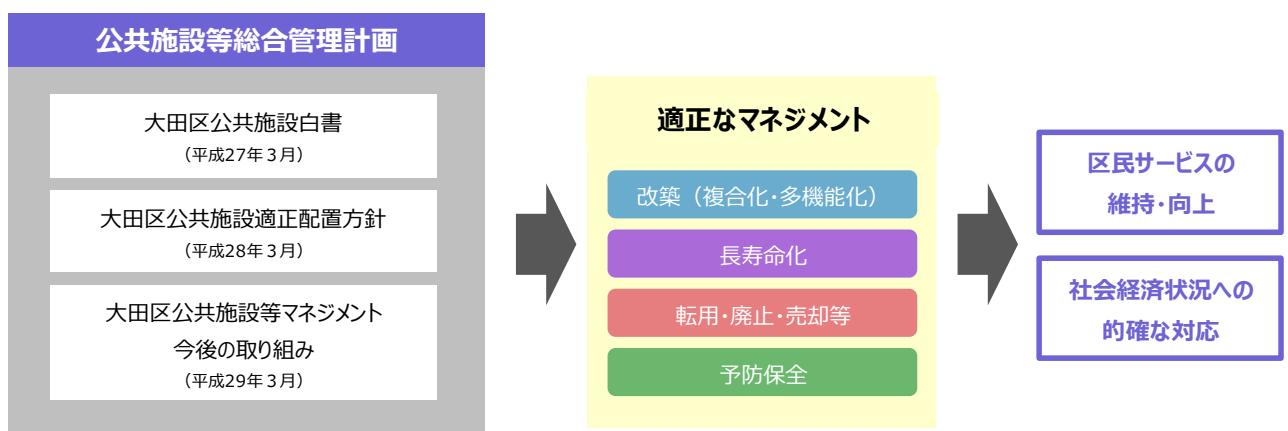
1 施設や地域の特性・人口動態を見据えたマネジメントを進めます



2 インフラを含む公共施設等全体のマネジメントを展開します

区は、大田区公共施設適正配置方針を一部具体化するとともに、新たにインフラ施設を対象に加えた「大田区公共施設等マネジメント 今後の取り組み」を策定しました。適正配置方針の具体化に際しては、「まちづくりとの連動」や「地域特性」といった視点から深化を図りました。

「大田区公共施設等マネジメント 今後の取り組み」と既存の「大田区公共施設白書」「適正配置方針」の3部をもって「公共施設等総合管理計画」と位置づけ、区の公共施設全体について、さらに効果的・効率的なマネジメントを展開します。



※公共施設等総合管理計画の推進イメージ

特集 3

まちづくり

区政の主役である区民とともに、これからのまちづくりを進めます

現状と課題

◆まちづくりに係る機運の上昇

平成 23 年 3 月の「大田区都市計画マスタープラン」の改定以降、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催決定、区内では蒲田、大森、空港跡地及び臨海部におけるまちづくりの進展や各地域の拠点におけるまちづくり機運の醸成など、区の内外を取り巻く情勢は大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、区政の主役である区民とまちの将来像を共有しながら、今後のまちづくりを進める必要があります。



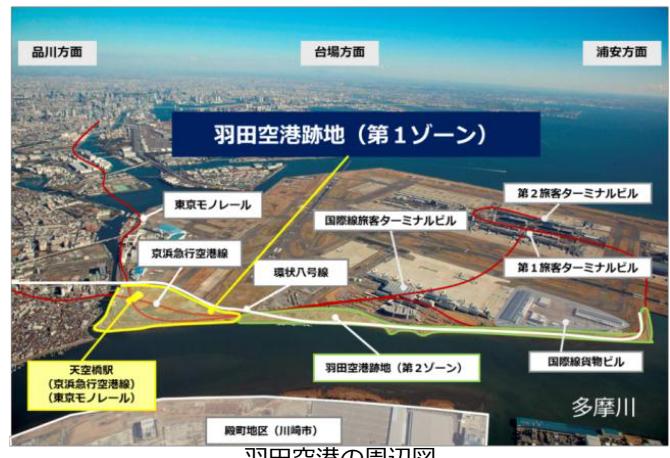
「おおた都市づくりビジョン」における
まちの将来像の例

◆魅力あるまちをめざして

羽田空港跡地第 1 ゾーンは、平成 27 年 7 月に「整備方針」を策定、28 年 2 月には国家戦略特区の都市計画に係る内閣総理大臣認定を受けました。こうした方針・認定に基づき、区では土地区画整理事業に着手するとともに、跡地整備における事業者公募に取り組み、地域や世界との交流による活力あふれるまちづくりを進めています。

平成 28 年 4 月に公表された国の答申において高い評価を得た新空港線は、その整備推進により、沿線のまちづくりなど地域の活性化をもたらすことが期待されます。

また、東日本大震災や熊本地震などを教訓しながら、地震や災害に強いまちづくりを進めることが急務となっています。今後は、まちの防災機能を一層向上させる必要があります。



羽田空港の周辺図

おおたに関わる全ての人たちと、まちの将来イメージを共有

今後の施策展開



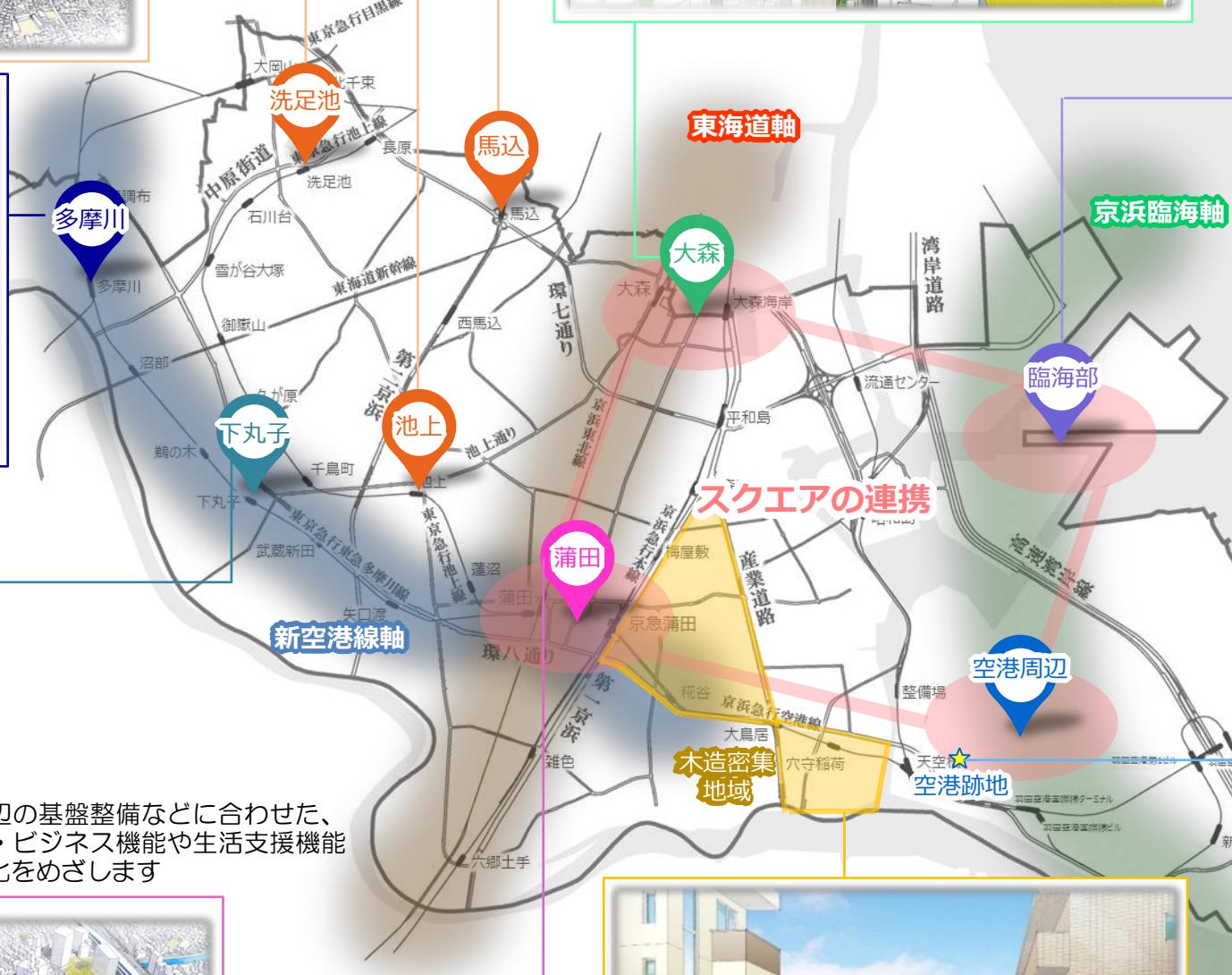
歴史・文化・自然の回遊が楽しめる、
区民や来街者を惹きつけるまちを
めざします



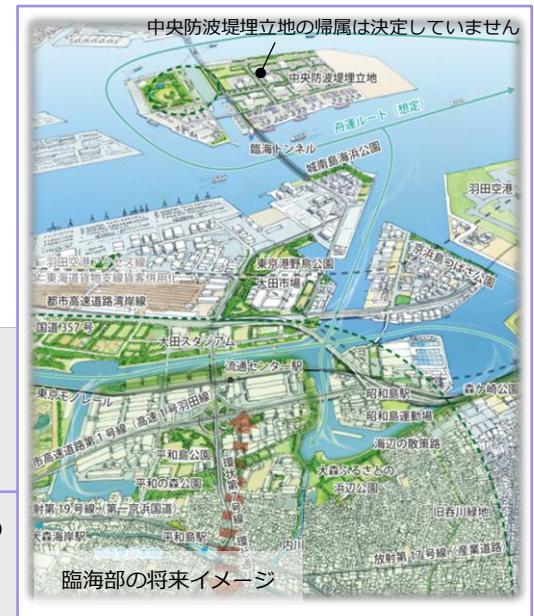
池上通りの拡幅をはじめとする、駅周辺の整備・機能更新に向け、地域の皆様とともに検討を深めていきます



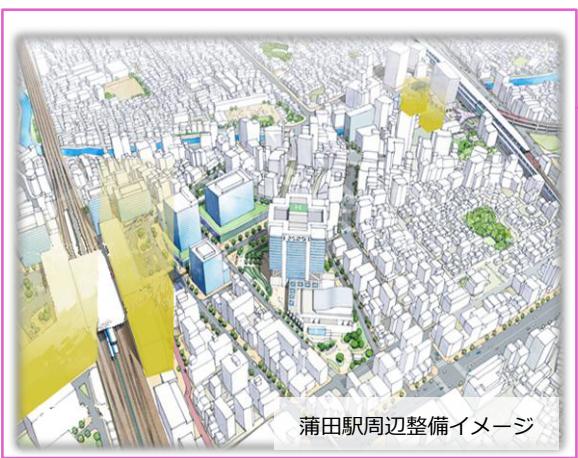
公園・多摩川の歴史・文化施設などをつなぐ
歩行者空間や緑のネットワークを拡充します



臨海部3島における将来像の
検討・策定に向けた支援を
進めていきます



駅周辺の基盤整備などに合わせた、
産業・ビジネス機能や生活支援機能
の強化をめざします



建物の不燃化・耐震化とともに、
道路・公園の整備を進め、
まちの防災性を高めます



駅の東西自由通路の設置に
向けた検討や、駅周辺街区
の建替えを支援します

-KeyWord-

都志勳

広域な都市間を交通ネットワークで有機的に結ぶ都市の骨格を、「**都市軸**」として概念的に示します。例えば、東海道線をはじめ並行して走る鉄道・道路を含めた骨格を、「**東海道軸**」と称します。

スクエアの連携

東海道軸、京浜臨海軸、新空港線軸を設定し、それらが交差する蒲田、大森、羽田空港周辺、臨海部の4地域を、「スクエア」として位置づけています。